

誓約書

まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）【令和4年2～3月分】の申請に当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 要請期間の全てにおいて、営業時間の短縮及び酒類提供時間の短縮（酒類の提供を終日行わないを含む）などの取組を実施しました。なお、営業に当たっては、業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守するなど、施設（店舗）における感染防止対策の徹底を行いました。

【要請期間】

令和4年2月21日（月）から令和4年3月6日（日）まで14日間

- 2 申請者は、「まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）【令和4年2～3月分】」の申請要件等の内容を確認しており、申請書に記載する施設（店舗）の名称、住所、営業時間の短縮等の取組内容、その他全ての記載事項、提出書類に間違いはありません。
- 3 「まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）【令和4年2～3月分】申請の手引き」の「Ⅱ 申請要件 4」で定める暴力団排除に関する条項のいずれにも該当しません。
- 4 支給要件の審査等に当たり、事実関係の確認や追加書類の提出を求められた場合、速やかに応じます。また、指定期日までに回答や提出がなかった場合は、不支給として取り扱われることに同意します。
- 5 支給要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、申請内容に虚偽があることが判明した場合には、協力支援金の全額返還に応じるとともに、加算金の請求があった場合も応じることに同意します。また、道が事業者名を公表することに同意します。
- 6 申請書に記載された売上高を証する書類を5年間保存するとともに、道から、申請内容等について検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合は、これに応じます。
- 7 営業時間短縮等の要請に応じた施設名（屋号）及び所在地を道が公表する場合があることに同意します。
- 8 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局、警察署、保健所、市町村等）の求めに応じて提供することに同意します。
- 9 提出した基本情報等が協力支援金の事務のために第三者に提供される場合（申請要件の充足性を判断するために道が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び協力支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（申請要件の充足性を判断するために道が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。））があることに同意します。
- 10 申請者は、知事から給付される協力支援金の受領権限を事務局に委任すること及び事務局が受領した協力支援金を申請書により示された口座へ振り込むことに同意します。

なお、これら事項に関して当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

【署名欄】

署名年月日 令和 年 月 日

申請者住所

申請事業者名

代表者役職・氏名（自署）

（自署のほか、ゴム印+代表者印も可）